第三章　国際統一基準金庫における開示事項（第六条・第七条）

［章名を付する。］

第一章　定義

［条を加える。］

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内基準金庫　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。次号において「自己資本比率告示」という。）第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。

二　国際統一基準金庫　自己資本比率告示第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫をいう。

第二章　国内基準金庫における開示事項

［章名を付する。］

（信用金庫の報酬等に関する開示事項）

第二条　信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［条を加える。］

一　対象役員（信用金庫の役員（信用金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であって、信用金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（子会社等を有する場合における信用金庫等の報酬等に関する開示事項）

第三条　信用金庫が子会社等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

［条を加える。］

一　対象役員及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。第五条第一号において同じ。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であって、信用金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫若しくはその連結子法人等から受け